

健康診断個人票（雇入時）

年度

(R5.1.1改訂版)

所属名	氏名	職員番号 ()			生年月日 (年齢)	年月日 (今年度末現在 年齢)	性別
健康診断日	年月日		健診機関名				
病歴・症状	既往歴						
	現病歴(治療中及び経過観察中の疾患)						
	自覚症状						
健 康 診 断 項 目						判定区分(裏面参照)	
他覚症状(医師の診察所見)							
胸部X線							
身体計測		身長	cm		体重	kg	
		腹囲	cm		BMI		
視力検査		右	裸眼 (矯正)	左	裸眼 (矯正)		
聴力検査		右 1000		左 1000			
		右 4000		左 4000			
血圧測定		最高血圧 (収縮期)	mmHg	最低血圧 (拡張期)	mmHg		
尿検査		尿 糖					
		尿 蛋 白					
血液検査	貧 血	赤血球数	万/mm ³	血色素量	g/dl		
	肝機能	A S T (GOT)	I U / I	A L T (GPT)	I U / I	γ -GTP (γ -GT)	I U / I
	血中脂質	中性脂肪 (トリグリセライド)	mg/dl	LDLコレステロール	mg/dl		
		HDLコレステロール	mg/dl				
	血 糖	空腹時血糖	mg/dl	HbA1c (ヘモグロビンA1c)	%		
心電図							
その他							
指導区分 (総合判定)							

【参考】

(様式裏)

判定区分について

(R5.1.1改訂版)

判定区分	各健診機関における判定の例
異常なし	異常なし・正常・この検査の範囲で異常なし
要観察	要経過観察・経過観察・要注意・要再検・ほぼ正常・僅かに異常あり・日常生活に注意・軽度異常・僅かに異常を認めるが日常生活に支障なし・日常生活に注意を要し定期検査・放置可・僅かに異常支障なし・所見はあるが問題なし
要精検	二次検査要・要精密検査・精査をする
要医療	要治療・要受診・治療を要す・治療が必要・受診及び治療をする・治療又は医師の直接指導が必要・要指導(医師)
治療中	要治療継続・継続治療・現在治療中・継続加療・治療継続・治療を継続してください
判定不能	判定保留

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程 別表

健 康 管 理 区 分		養 護 措 置 の 基 準
生活規正 の面	A 要療養	病気休暇(日単位のものに限る)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B 要軽業	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く)等の方法により勤務を軽減し、かつ、夜間勤務(午後十時から翌日午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ)、超過勤務(正規の勤務時間以外における勤務で、夜間勤務以外のものをいう。以下同じ)及び出張をさせない。
	C 要注意	夜間勤務、超過勤務及び出張を制限する。
	D 健康	
医療の面	1 医師による直接の医療行為を必要とするもの	医師による適正な治療を受けさせる。
	2 定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師による定期的な観察指導を受けさせる。必要に応じ、医師による治療を受けさせる。
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

【所属記入欄】

健康管理区分

※生活規正の面「D 健康」は、A～C区分の養護措置の基準に該当しないものを全て「D」として扱う。

記入日	年 月 日	勤務上の措置に関する事項 産業医名
生活規正の面	A 要療養 B 要軽業 C 要注意 D 健康	
医療の面	1 医師による直接の医療行為を必要とする	
	2 定期的に医師の観察指導を必要とする	
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としない	